

山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
よくあるお問い合わせ

<目次>

1 時短要請の概要について

- Q 1 時短等の要請の根拠法について 3
- Q 2 要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。 3
- Q 3 営業時間短縮等の要請に協力していることの確認は実施するのか。 3

2 要請対象店舗について

- Q 4 時短要請の対象となる店舗は。 3
- Q 5 ショッピングモールのフードコートに出店している飲食店は要請の対象になるのか。 3
- Q 6 ホテルのレストランなどの施設の一部が該当する場合、施設全体として営業時間の短縮要請等に応じる必要があるか。 3

3 同一テーブルについて

- Q 7 同一テーブル4人以内とは? 4
- Q 8 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証店では、同一テーブルでの5人以上の利用が可能になるなど、制限緩和の措置はあるのか。 4

4 協力金対象店舗について

- Q 9 協力金の支給要件は何か。 4
- Q 10 ホテルや旅館は協力金の対象になるか。 5
- Q 11 元々の営業時間が午前5時～午後8時の範囲内で、酒類の提供を禁止した場合、協力金の対象になるか。 5
- Q 12 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を申請中であるが、協力金の対象となるか。 5
- Q 13 本社は県外にあり、県内で営業している店舗は、協力金の対象となるか。 5
- Q 14 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、協力金の対象となるか。 5
- Q 15 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象にならないのか。 6
- Q 16 時短営業要請の対象となる店舗が時短営業せず休業した場合、協力金の対象になるか。 6
- Q 17 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象になるか。 6
- Q 18 要請期間前（又は期間中）に廃業した。協力金の対象になるか。 6
- Q 19 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後8時以降営業している（又は、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象になるか。 6
- Q 20 非認証店で、午後10時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になるか。 6
- Q 21 午後8時を超えて営業している店舗（非認証店）が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になるか。 6
- Q 22 重点措置区域で複数店舗を運営しているが、店舗の数だけ協力金が支給されるのか。 7

Q23	店舗を新たにオープンしたばかりだが、時短営業した場合、協力金の対象になるか。	7
Q24	要請期間中に新規開店する場合も協力金の対象となるか。	7
Q25	午後8時までの時短営業とは、具体的にどういった状況のことをいうのか。	7
Q26	24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象になるか。	7
Q27	現在認証店だが、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を午後10時から午後9時に変更した。この場合も協力金の対象になるか。	8
Q28	要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるか。	8
Q29	社員食堂は対象になるか。	8
Q30	「全ての要請期間」とはいつからいつまでか。	8
Q31	虚偽申請や不正受給をした場合、どのような対応が行われるのか。	8

5 協力金の計算方法について

Q32	協力金の支給額はどのように計算するのか。	9
Q33	売上高による方法を選択する場合、1日当たりの売上高はどのように計算するのか。	10

6 「山形県新型コロナ対策認証制度」について

Q34	「山形県新型コロナ対策認証制度」認証店とはどのような認証なのか。また、どのように申請したらよいか。	11
-----	---	----

7 その他

Q35	「業種別ガイドライン」とは何か。	11
Q36	中小企業等の定義は何か。	11
Q37	要請期間中の協力形態の変更について	12

1 時短要請の概要について

Q 1 時短等の要請の根拠法について

- A 新型インフルエンザ等対策特別措置法
第31条の6第1項（時短要請・酒類提供禁止）
第24条第9項（同一テーブル4人以下）

Q 2 要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。

- A 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請であり、要請に応じない場合、同条第3項に基づき命令を行うことができ、施設名の公表等を行う可能性があります。また、この命令に違反した場合は罰則（20万円以下の過料）に処されます。

Q 3 営業時間短縮等の要請に協力していることの確認は実施するのか。

- A 申請書類により、営業時間短縮等の実態を確認します。
また、要請期間中は、営業実態及び営業時間短縮の実態等を実地で確認するとともに、非協力店については、店舗名の把握や営業実態の記録、要請協力の働きかけ等を実施します。
正当な理由がなく、要請に応じない場合、命令や罰則、施設名の公表等を行う可能性があります。

2 要請対象店舗について

Q 4 時短要請の対象となる店舗は。

- A 食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を取得している飲食店、遊興施設（スナック・カラオケ店等）、結婚式場等です。
ただし、次のものを除きます。
・宅配専門店、テイクアウト専門店、コンビニやスーパー等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設

Q 5 ショッピングモールのフードコートに出店している飲食店は要請の対象になるのか。

- A フードコートに出店している飲食店も要請の対象になります。なお、協力金においては、フードコートの飲食スペース全体の時間短縮が困難な場合でも、協力いただいた店舗は対象となりますが、可能な限り飲食スペース全体が時間短縮要請等に協力いただけるよう働きかけをお願いします。

Q 6 ホテルのレストランなどの施設の一部が該当する場合、施設全体として営業時間の短縮要請等に応じる必要があるか。

- A レストランなどの飲食を提供するエリアのみが対象です。

3 同一テーブルについて

Q7 同一テーブル4人以内とは？

A 5人以上のグループが店舗を利用することは可能ですが、同一テーブルでの利用は4人以内とし、異なるテーブル間での交流が生じないようにしてください。

※ 例示

- ・10人の場合、3テーブル（4人・3人・3人）に分かれて、テーブルを離すことが必要
- ・家族の場合も同様
- ・大勢の人数が座れるような長いテーブルを使用する場合は、4人以下のグループ間の間隔が1m以上離れているか、又はパーティション等で遮蔽されていれば、別テーブルとみなします。

Q8 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証店では、同一テーブルでの5人以上の利用が可能になるなど、制限緩和の措置はあるのか。

A この度の要請では、飲食店等に対し、ワクチン・検査パッケージ制度等による制限の緩和は適用しません。このため、「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証店・非認証店ともに、同一テーブルでの利用は4人以内とする必要があります。

4 協力金対象店舗について

Q9 協力金の支給要件は何か。

A 要請の対象となる施設（Q4参照）で以下の支給要件に該当すること

- ・要請対象となる施設を営む法人又は個人事業主で、営業時間の短縮要請開始日（※）の前日以前から営業し、申請時点において営業を継続していること

※ ○山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町…令和4年1月27日（木）

（通常の閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証店…令和4年1月28日（金））

○米沢市、高畠町…令和4年2月3日（木）

○天童市…令和4年2月9日（水）

- ・要請期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が上記要請に全面的に協力すること

※ 準備等、やむを得ない事情がある場合は、次表の日時までには時短営業を開始

（その際は、準備期間の日数は支給対象日数から除かれます。）

店舗の所在地	やむを得ない場合の時短営業開始日時
山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	令和4年1月31日（月）午前0時
米沢市、高畠町	令和4年2月5日（土）午前0時
天童市	令和4年2月11日（金）午前0時

※ 従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は、支給対象外

- ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること
- ・ 営業時間短縮又は休業について、店頭ポスター、チラシ、HPなどで周知すること。

【申請に際しての必要書類】

- ・ 「屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施が分かる店舗の外観・内観の写真」
- ・ 「営業時間短縮又は休業に関して告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DM等」

Q10 ホテルや旅館は協力金の対象になるか。

A ホテルや旅館が食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宴会場等において宿泊客以外を対象として、従前、午後8時から午前5時の間に営業していれば対象となります。（宿泊客のみを対象に宿泊の一環として提供される飲食、ルームサービスは対象外です。）

当該施設において、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊営業を行っても支給となります。

Q11 元々の営業時間が午前5時から午後8時の範囲内で、酒類の提供を禁止した場合、協力金の対象になるか。

A 営業時間の短縮をしていないので、協力金の対象とはなりません。

【協力金の対象となる時短営業】

通常の営業時間	非認証店	認証店
午後8時を超えて 午後9時までの営業	午後8時までの時短 営業（酒類提供禁止）	午後8時までの時短営業（酒類提供可能）
午後9時を超えた営業		午後9時までの時短営業（酒類提供可能）

Q12 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を申請中であるが、協力金の対象となるか。

A 認証を取得した日から認証店として扱います。

Q13 本社は県外にあり、県内で営業している店舗は、協力金の対象となるか。

A 重点措置区域[※]内に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象となります。

※ 重点措置区域は、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市、高島町、三川町、庄内町、遊佐町の5市4町（令和4年2月8日現在）

Q14 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、協力金の対象となるか。

A 要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q15 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象にならないのか。

A 全期間時短営業を実施いただけない場合は対象となりません。時短要請の全期間について時短営業した場合に協力金の対象となります。

※ 準備等やむを得ない事情がある場合は、Q9の表に掲げる日時までに時短営業を開始いただければ、協力金の対象となります。

(その際は、準備期間の日数は支給対象日数から除かれます。)

Q16 時短営業要請の対象となる店舗が時短営業せず 休業した場合、協力金の対象になるか。

A 対象となります。

Q17 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象になるか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響以後に、短期的、一時的に休業していた場合は対象となります。従前の営業時間、休業時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいたうえで支給を決定します。

※ なお、支給対象となるのは、営業時間短縮等の要請期間のみであり、要請期間前に自主的に休業していた期間は含みません。(2月22日追記)

Q18 要請期間前(又は期間中)に廃業した。協力金の対象になるか。

A 要請に応じた営業時間の短縮と言えないため、対象外です。

Q19 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後8時以降営業している(又は、完全予約制で営業している)場合は、協力金の対象になるか。

A 実態として午後8時から午前5時までの間、営業している場合は対象となりますが、申請の際、営業していたことがわかるものが必要となります。

Q20 非認証店で、午後10時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になるか。

A 営業時間が短縮されていないため、対象外です。

Q21 午後8時を超えて営業している店舗(非認証店)が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になるか。

A 時短要請の対象となる店舗で、午後8時から午前5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

Q22 重点措置区域で複数店舗を運営しているが、店舗の数だけ協力金が支給されるのか。

A 重点措置区域内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力いただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請にあたっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

Q23 店舗を新たにオープンしたばかりだが、時短営業した場合、協力金の対象になるか。

A 次の表に掲げる協力金の対象となる新規開店日から時短営業要請の対象となる店舗をオープンして、午後8時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。なお、当該日以前の営業実態を確認するため、開業届の写し等の提出が必要になります。

店舗の所在地	協力金の対象となる新規開店日
山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	令和4年1月26日（水）以前
通常の閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証店	令和4年1月27日（木）以前
米沢市、高畠町	令和4年2月2日（水）以前
天童市	令和4年2月8日（火）以前

Q24 要請期間中に新規開店する場合も協力金の対象となるか。

A 対象外です。（Q23参照）

Q25 午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状況のことをいうのか。

A 午後8時には閉店し、店内にお客様がいない状態にあることをいいます。従業員が後片付けを行っていても構いませんが、お客様が入店されないようにしてください。

Q26 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象になるか。

A 24時間営業の飲食店の場合、次の表に掲げる期間中、毎日、認証店の場合は午前5時から午後9時までの範囲で（酒類提供可能）、非認証店の場合は午前5時から午後8時までの範囲で（酒類提供無し）、営業を行っていただければ対象となります。

店舗の所在地	要請期間
山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	令和4年1月27日（木）午前5時 ～令和4年2月20日（日）午後12時まで（全25日間）

店舗の所在地	要請期間
米沢市、高畠町	令和4年2月3日（木）午前5時 ～令和4年2月20日（日）午後12時まで（全18日間）
天童市	令和4年2月9日（水）午前5時 ～令和4年2月20日（日）午後12時まで（全12日間）

Q27 現在認証店だが、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を午後10時から午後9時に変更した。この場合も協力金の対象になるか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響以後に営業時間を早めた場合は対象になります。変更前の営業時間、変更時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいたうえで支給を決定します。

Q28 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるか。

A 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても協力金を減額することはありません。

Q29 社員食堂は対象になるか。

A 特定の利用者のみ利用に供する施設（社員食堂、福祉施設の食堂）は協力金の対象となりません。ただし、社員以外の一般の利用も可能としている場合で、支給要件を満たせば協力金の対象となります。

Q30 「全ての要請期間」とはいつからいつまでか。

A

店舗の所在地	要請期間
山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	令和4年1月27日（木）午前5時 ～令和4年2月20日（日）午後12時まで（全25日間）
通常の閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証店	令和4年1月28日（金）の午前5時 ～令和4年2月20日（日）午後12時まで（全24日間）
米沢市、高畠町	令和4年2月3日（木）午前5時 ～令和4年2月20日（日）午後12時まで（全18日間）
天童市	令和4年2月9日（水）午前5時 ～令和4年2月20日（日）午後12時まで（全12日間）

Q31 虚偽申請や不正受給をした場合、どのような対応が行われるのか。

- A 協力金の交付後、要件を満たさない事実や虚偽、不正が発覚した場合は、申請者に対し交付済み協力金の全額返還を求めます。

5 協力金の計算方法について

Q32 協力金の支給額はどのように計算するのか。

A 【支給額の算定方法】

「1日当たりの協力金の額」×「時短営業（休業を含む）した日数」により算出します。

【1日当たりの協力金の額】

《認証店》

		前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高		
		7万5千円以下	7万5千円超～25万円以下	25万円超
中小企業者	A 売上高による方法	4万円/日	4～11万円/日 (1日当たりの飲食業売上高の4割+1万円)	11万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの協力金の額＝ 前年又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額×0.4		
大企業（売上高減少額による方法）		【上限額】 「20万円」 又は 「前年若しくは前々年の1日当たりの飲食業売上高×0.3」 のいずれかの低い額		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法をすることができます。

《非認証店》

		前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高		
		7万5千円以下	7万5千円超～25万円以下	25万円超
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日当たりの飲食業売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの協力金の額＝ 前年又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額×0.4		
大企業（売上高減少額による方法）		【上限額】 20万円		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法をすることができます。

【支給額の例】

事例	算定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店 ・ 前年の1日当たりの飲食業売上高が5万円 ・ 25日間時短営業 	《1日当たりの協力金の額》 1日当たりの飲食業売上高が7万5千円を下回るため、下限の40,000円/日を適用 《支給額》 40,000円×25日間＝1,000,000円

事例	算定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店 ・ 前年の1日当たりの飲食業売上高が10万円 ・ 25日間時短営業 	<p>《1日当たりの協力金の額》</p> <p>1日当たりの飲食業売上高が7万5千円超25万円以下であるため、 $100,000円 \times 0.4 + 10,000円 = 50,000円$となり、50,000円/日を適用</p> <p>《支給額》</p> <p>$50,000円 \times 25日間 = 1,250,000円$</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非認証店 ・ 前年の1日当たりの飲食業売上高が5万円 ・ 25日間時短営業 	<p>《1日当たりの協力金の額》</p> <p>1日当たりの飲食業売上高が7万5千円を下回るため、下限の30,000円/日を適用</p> <p>《支給額》</p> <p>$30,000円 \times 25日間 = 750,000円$</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非認証店 ・ 前年の1日当たりの飲食業売上高が10万円 ・ 25日間時短営業 	<p>《1日当たりの協力金の額》</p> <p>1日当たりの飲食業売上高が7万5千円超25万円以下であるため、 $100,000円 \times 0.4 = 40,000円$となり、40,000円/日を適用</p> <p>《支給額》</p> <p>$40,000円 \times 25日間 = 1,000,000円$</p>

Q33 売上高による方法を選択する場合、1日当たりの売上高はどのように計算するのか。

A 1日当たりの売上高は、時短要請対象事業所における、前年又は前々年の時短要請月（期間）と同月（期間）（以下「参照月等」という。）の営業時間短縮要請等の対象となる1日当たりの飲食業の売上高（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）（以下「飲食業売上高」という。）となります。

<1日当たりの売上高の算出方法について>

1日当たりの飲食業の売上高に用いる参照月等については、山形県においては、

（1）月単位方式、（2）時短要請期間方式、（3）特定月方式 の3種類から一つを申請する事業者が選択してください。なお、（4）例外に該当する場合は個別にご相談ください。

また、前年又は前々年のいずれを対象とするかについても、合わせて選択してください。

（1）月単位方式

前年又は前々年の時短要請日を含む月と同月の全ての月単位の飲食業売上高を合計し、当該全ての月の日数で除すことで1日当たりの飲食業売上高を計算する方式

〔例1〕令和2年の1～2月の売上高合計 ÷ 該当年の1～2月合計日数

（2）時短要請期間方式

前年又は前々年の時短要請期間と同日付の期間の飲食業売上高を合計し、時短要請期間の

日数で除すことで1日当たりの飲食業売上高を計算する方式

〔例2〕令和3年の1/27～2/20の売上高合計 ÷ 要請期間日数25日

(3) 特定月方式

時短要請期間が複数月にまたがる場合、最も時短要請日が多い月（以下「特定月」という。今回の場合は2月が該当）の飲食業売上高を当該特定月の日数で除す方式

〔例3〕令和2年の2月の売上高合計 ÷ 該当年の2月の日数

(4) 例外（平均方式）

事業者において月単位又は事業所単位の飲食業売上高を把握することが困難な場合に限り、例外として、事業所ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で除すこと、事業者全体の飲食業売上高を店舗数で除すことにより事業所単位の飲食業売上高を算出する方式をとることができます。

〔例4-1〕令和3年度の事業者Aの事業所ごとの飲食業売上高 ÷ 年度合計日数

〔例4-2〕令和2年度の事業者Bの事業者全体の飲食業売上高 ÷ 店舗数

6 「山形県新型コロナ対策認証制度」について

Q34 「山形県新型コロナ対策認証制度」認証店とはどのような認証なのか。また、どのように申請したらよいか。

A 山形県が定めた認証基準に沿って感染対策を講じていただき、調査員の現地確認を経て認証する制度です。申請方法など詳しくは事務局にお問い合わせください。

■山形県新型コロナ対策認証事務局

電話番号：0570-023-009

受付時間：土日祝日・年末年始を除く、平日午前10時～午後5時30分

7 その他

Q35 「業種別ガイドライン」とは何か。

A 遵守すべき基本的な感染防止対策を示しているもので、具体的には以下とおりです。

各業界団体が専門家の知見を踏まえて策定した、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインです。内閣官房のウェブサイトに一覧が掲載されていますので、該当する業種のガイドラインを確認してください。

参考 URL（外部サイト）：<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

Q36 中小企業等の定義は何か。

A 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。）で、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人です。

具体的には、飲食業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時

使用する従業員数が50人以下の会社及び個人です。

Q37 要請期間中の協力形態の変更について

A 非認証店が、要請期間中に認証を取得した場合、協力形態（単価）の適用についての変更を認めます。

【非認証店が認証を取得した場合】

